

★ 利益相反自己申告書の提出方法について

研究グループ利益相反自己申告書受付担当へ提出する前に、臨床研究事前審査委員会事務局に利益相反自己申告書を word ファイルで提出し記載内容のチェックを受けてください。

*医学部倫理委員会（「倫理指針」を遵守した臨床研究を審査）もしくは、近畿大学病院臨床研究審査委員会 CRB（「臨床研究法」に基づく「特定臨床研究」を審査）に申請する場合、必ず、臨床研究事前審査委員会事務局で記載内容のチェックを受けてください。



チェックを受けた word ファイルを PDF に変換のうえ、Google フォームにてご提出ください。

*必要事項を入力の上、PDF に変換した利益相反自己申告書をアップロードしてください。

医学部・病院用 [🔗 https://forms.gle/WMn5iut9K2xgnxDF8](https://forms.gle/WMn5iut9K2xgnxDF8)

看護学部用 [🔗 https://forms.gle/dpf3vJL9BiMEFoWL8](https://forms.gle/dpf3vJL9BiMEFoWL8)

※医学部、看護学部で異なります。提出先が誤った場合は再申請となりますので、ご注意ください。



研究グループ利益相反自己申告書受付担当で受け付けします。

フォームに入力のメールアドレスに、受付・採番済みの利益相反自己申告書を送信します。

*受付後、5 日以内（休日除く）に返信します。

★ 公的研究費により実施される研究に係る利益相反審査について

公的研究費、特に AMED や厚生労働科研により実施される全ての研究に参画する研究者（代表者および分担者（代表者一括計上も含む））は、倫理審査状況及び利益相反の管理状況を毎年度、AMED もしくは厚生労働省等に報告することが義務づけられています。その中で、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」もしくは、「臨床研究法」を遵守した臨床研究課題については、研究開発の公正性及び信頼性を確保する上で、研究者に対する利益相反管理が研究実施機関に課せられた重要な責務となります。

AMED もしくは、厚生労働科研による研究課題参画における研究者は、①および②を提出してください。さらに、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」もしくは、「臨床研究法」を遵守した臨床研究を実施されている場合は、③もあわせて提出ください。

① 利益相反自己申告書（競争的 随時）

② 研究内容のわかるもの

（AMED であれば「研究開発計画書」、厚生労働科研であれば「交付申請書」もしくは「計画調書」等）

③ 公的研究費による臨床研究・概要書

① ③の様式は、K-SHARED からダウンロードいただけます。

提出・受付方法は上部に記載のとおりですが、医学部倫理委員会に申請しない研究課題の場合は、臨床研究事前審査委員会事務局で記載内容のチェックを受ける必要はありません。①②③をすべて揃えたうえで、研究グループ利益相反自己申告書受付担当にご提出ください。

①②③の提出は、研究グループにメール送信（shien@med.kindai.ac.jp）してください。

